

令和6年度 第2回

芦屋市都市計画審議会

資 料

令和6年10月4日(金)
芦 屋 市

《 資 料 一 覧 》

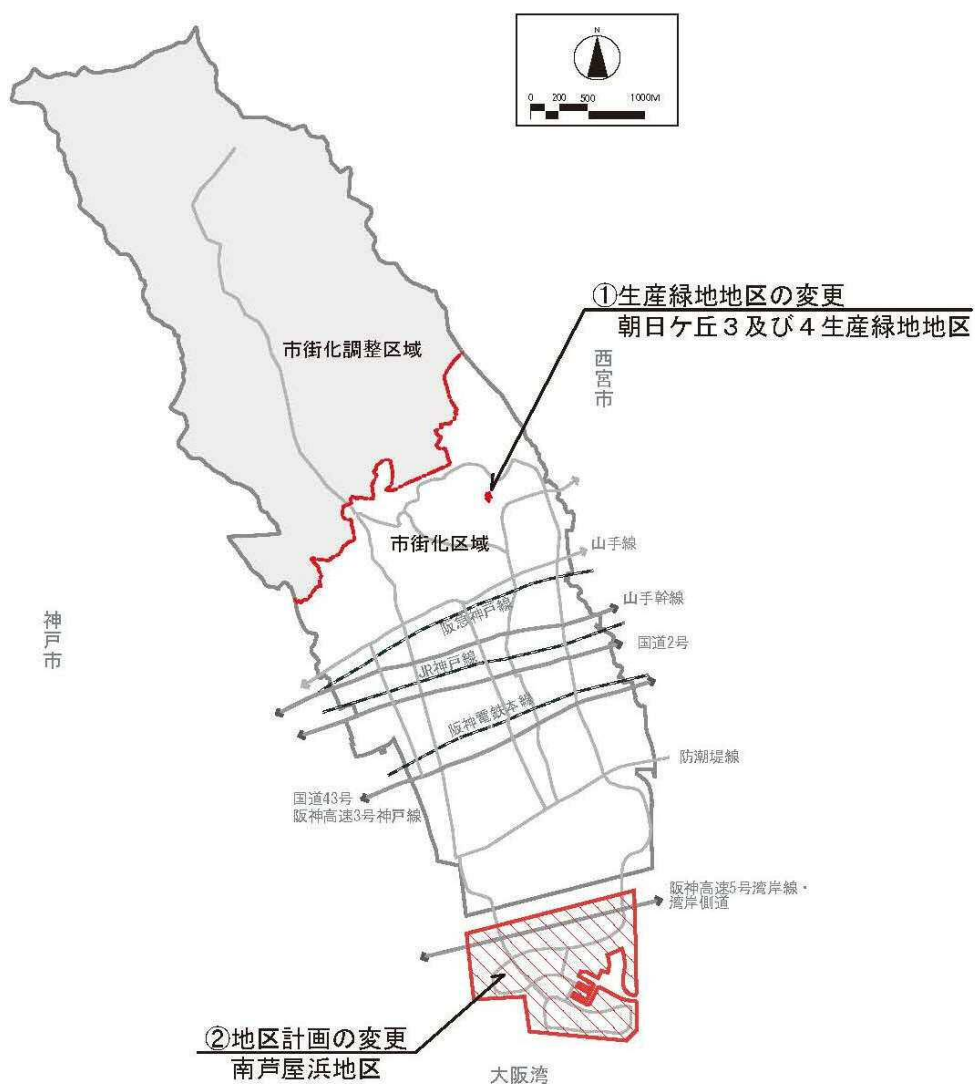
【 説明事項 】

1. 阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)生産緑地地区の変更(芦屋市決定)
朝日ヶ丘3及び4生産緑地地区の廃止 ①
2. 阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)地区計画の変更(芦屋市決定)
南芦屋浜地区地区計画の変更 ②

【 報告事項 】

3. (仮称)持続可能なみらいの都市づくりビジョンの策定 ③

【 案件概略位置図 】



阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)生産緑地地区の変更(芦屋市決定)

朝日ヶ丘3及び4生産緑地地区の廃止

【説明事項】

(白紙ページ)

計 画 書

阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）生産緑地地区の変更（芦屋市決定）

1 種類及び面積

種類	面積
生産緑地地区	約 1.18ha

2 都市計画生産緑地地区中、下記の生産緑地地区を廃止する。

名称	面積	備考
朝日ヶ丘 3 生産緑地地区	約 0.25 ha	(2,543 m ²)
朝日ヶ丘 4 生産緑地地区	約 0.30 ha	(3,050 m ²)

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

住宅・宅地供給の促進及び緑地機能の優れた農地等の計画的な保全のため、市街化区域内農地を宅地化するものと保全するものとに区分を明確化し、このうち、保全する農地について、より計画的、永続的な保全を図るため、生産緑地法の本旨にのっとり生産緑地地区の指定をしている。

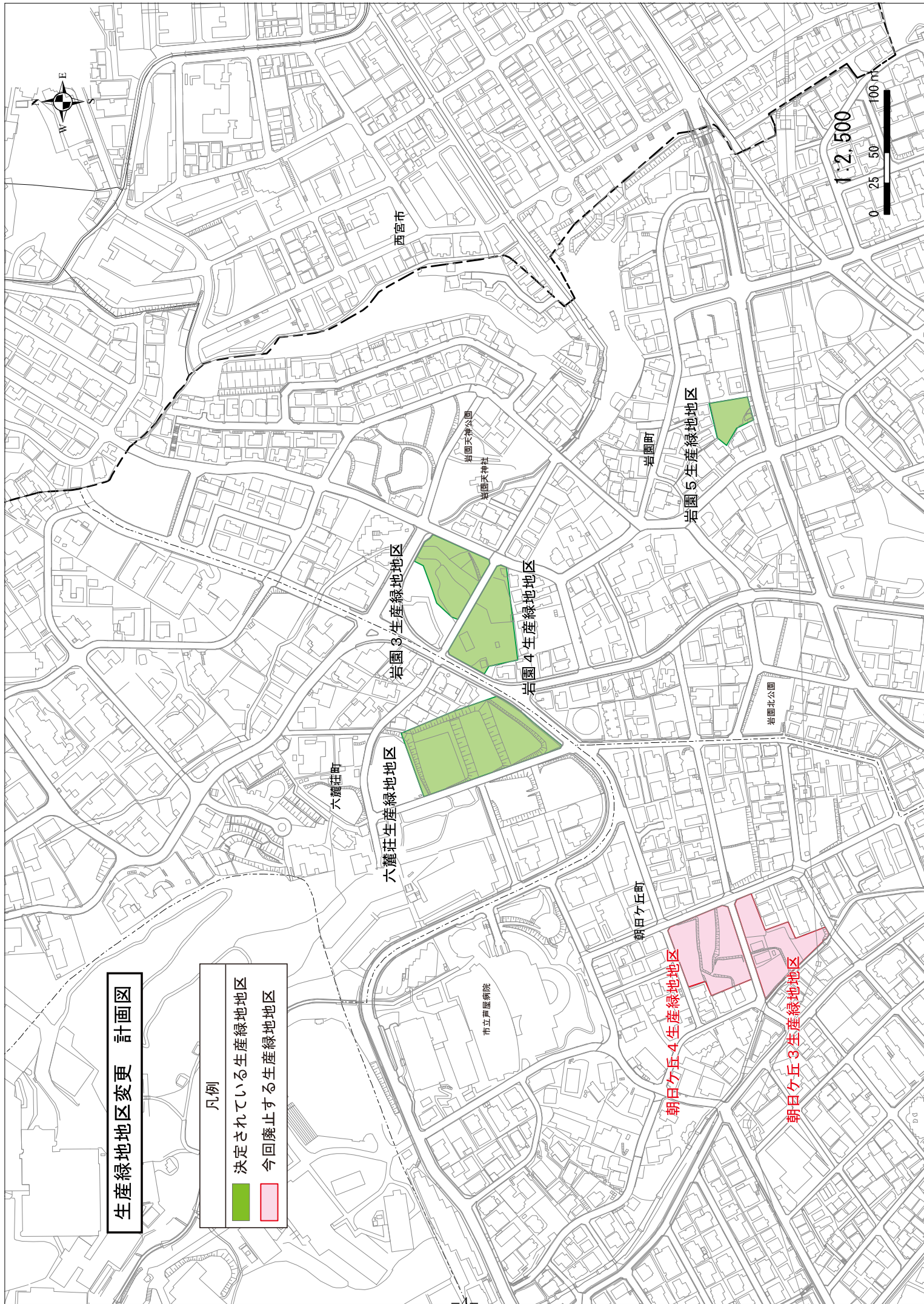
このたび、主たる従事者の死亡により、生産緑地の買取申出があったが、行為制限の解除に至り、農地として計画的、永久的に保全することが困難となった生産緑地地区を廃止するものである。



生産緑地地区変更 計画図

凡例

- 決定されている生産緑地地区
- 今回廃止する生産緑地地区



(参考図書)

- ・ 生産緑地地区変更前後対照表
- ・ 生産緑地地区変更前後比較表・位置図
- ・ 現況写真

(白紙ページ)

(参考)

変更前後対照表

(赤字下線変更箇所)

変 更 前			変 更 後		
生産緑地地区	地区数	面積	生産緑地地区	地区数	面積
六麓荘生産緑地地区 他 5 地区	計 6	約 1.74 ha	六麓荘生産緑地地区 他 <u>3</u> 地区	計 <u>4</u>	約 <u>1.18</u> ha

【参考資料】

生産緑地地区の変更前後比較表・位置図

変更前＜旧＞

名 称	面積(ha)
六麓荘生産緑地地区	0.59
朝日ヶ丘3生産緑地地区	0.25
朝日ヶ丘4生産緑地地区	0.30
岩園3生産緑地地区	0.23
岩園4生産緑地地区	0.29
岩園5生産緑地地区	0.08
合 計	約1.74

廃止する地区
廃止する地区

変更後＜新＞

名 称	面積(ha)
六麓荘生産緑地地区	0.59
岩園3生産緑地地区	0.23
岩園4生産緑地地区	0.29
岩園5生産緑地地区	0.08
合 計	約1.18

※四捨五入しているため、数値が一致しない場合がある。

生産緑地の位置図(変更後の図)





①



②



③



④



(参考)
スケジュール表

